

証券の発行又は募集に関する報告書

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

報 告 年 月 日 : _____

報 告 者 :
氏名又は名称及び
代表者の氏名 _____居住者(該当分に○)
所在国又は地域 _____ 非居住者報告者の区分(該当分に○)
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府

4. 中央銀行 5. その他(_____)

住所又は所在地 _____

代 理 人 :
氏名又は名称及び
代表者の氏名 _____

住所又は所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

(単位：百万円・千通貨単位)

1 発行又は募集した証券	(1) 種 類	
	(2) 額 面 総 額	
2 発行又は募集の時期等	(1) 発行又は募集を行った日 (払込日を記入)	□□□□年 □□月 □□日
	(2) 発行又は募集の場所	
3 発行又は募集の条件	(1) 発 行 価 格	
	(2) 利 率 (年 率 %)	
	(3) 最 終 償 還 期 限	□□□□年 □□月 □□日
	(4) 手 数 料	
4 主たる引受人又は買取人(氏名又は名称及び所在国又は地域を記入)		
5 販売額(払込金額)	(1) 居 住 者	
	(2) 非 居 住 者	
	(3) 合 計	
6 その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・格付けを取得している場合は、格付けを記入すること。 ・二重通貨建て債券の場合は、発行時と異なる利払い又は償還時の通貨を記入すること。 ・非居住者による本邦における証券の発行又は募集の場合は、 「5 販売額(払込金額)」欄中「(1) 居住者」への販売額に関して、1) 一般政府、2) 銀行(銀行勘定)、3) 銀行(信託勘定)、4) 信託銀行(銀行勘定)、5) 信託銀行(信託勘定)、6) 生命保険会社、7) 損害保険会社、8) 投資信託委託会社、資産運用会社及び投資法人、9) 金融商品取引業者、10) 中央銀行、11) その他の内訳を記入すること。 	

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「報告者の区分」欄中「5. その他」に該当する場合は、かっこ内に職業又は業種を具体的に記入すること。
- 3 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 4 非居住者による外国における証券の発行又は募集の場合は、「5 販売額(払込金額)」欄中「(1) 居住者」欄及び「(2) 非居住者」欄には記入を要しない。
- 5 一括して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。

(日本産業規格A4)

「証券の発行又は募集に関する報告書」記入の手引
(直近改訂時点：2023年6月)

1. 報告を要する者

- (1) 外国において証券の発行又は募集を行なった居住者
- (2) 本邦において外貨証券の発行又は募集を行なった居住者
- (3) 本邦において証券の発行又は募集を行なった非居住者
- (4) 外国において本邦通貨をもって表示され又は支払われる証券の発行又は募集を行なった非居住者

・ ただし、次のいずれかに該当する場合は報告不要。

イ. 発行又は募集する証券の額面又は払込金額のいずれも10億円に相当する額に満たない場合

- 分離型ワラント債の場合は新株予約権と社債の合計が10億円に相当する額に満たない場合。
- 投資信託に係る株式及び受益証券の発行の場合は、募集回毎の払込金額で判断して差し支えない。
- 利子又は配当金等が再投資(元加)され証券を追加発行した場合は、再投資の金額(額面金額の増加)で判断して差し支えない。

ロ. 非居住者が本邦において行う証券の発行又は募集以外の証券の発行又は募集で、当該証券が譲渡性預金証書(指名債権でないもの)の場合

ハ. 法人格のない組合(海外のパートナーシップを含む)への出資

- 当該出資は、外為法上の証券には該当しないことから資本取引としての報告は不要であり、本報告書による報告を要しない(別途、「支払又は支払の受領に関する報告書」(報告省令別紙様式第1~第4)により報告すること)。

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第11条第1項(1. (1)、(2)に該当する者)
- (2) 報告省令第11条第2項(1. (3)、(4)に該当する者)

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 62番窓口
(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社日本橋郵便局私書箱30号
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

4. 報告書の提出期限

- (1) 個別取引の報告者：証券の発行又は募集を行った日から20日以内。
 —— 20日にあたる日が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の翌日まで。
- (2) 月中取引の一括報告者（銀行等又は金融商品取引業者に該当する居住者のみ）：一括して報告しようとする証券の発行又は募集を行った日の属する月の翌月20日。
 —— 提出期限が休日の場合は、休日の前日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

5. 提出部数

1部

6. 報告書提出の要否を判断する際に使用する換算レート

外国通貨建証券を円換算する場合のレートは、「基準・裁定外国為替相場」を用いること。

7. 記入の方法と留意点

- (1) 「報告年月日」欄
 西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。
- (2) 「所在国又は地域」欄
 報告省令別表第2に掲げる国又は地域名で記入すること。
 —— 発行体が国際機関の場合は、「国際機関」と記入すること。
 —— 発行体が欧州連合の場合は、「欧州連合」と記入すること。ただし、発行体が欧州投資銀行の場合は、「国際機関」と記入すること。
- (3) 「報告者の区分」欄
 —— 報告者が非居住者の場合は記入不要。

1. 銀行	<p>業務として預金の受入又は為替取引を行うことができる次に掲げる金融機関が該当する。ただし、信託業務を兼営するものについては、信託勘定における取引を「2. その他金融機関」に分類すること。</p> <p>(1)銀行（日本銀行を除く） (2)協同組織金融機関 (3)公的金融法人（国民経済計算における公的金融機関） (4)その他法律に基づいて設立される金融機関</p>
2. その他金融機関	<p>金融商品取引業者、生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、信託業務を兼営する場合の信託勘定における取引、貸金業者、私的年金基金、資産の流動化に関する法律に基づき設立された特定目的会社等の特別目的会社及びその他法律に基づいて設立される業務として預金の受入又は為替取引を行わない金融機関（投資法人等）が該当する。</p>

3. 一般政府	中央政府、地方政府、社会保障基金及び業務として預金の受入、為替取引を行わない公的金融法人が該当する。
4. 中央銀行	日本銀行が該当する。
5. その他	上記 1.～4. に該当しない者。例えば、一般事業法人、特殊法人や独立行政法人の一部、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人、個人が該当する。

(4) 「責任者の氏名」欄

報告の提出について授権された者（報告者の内部規定に基づき選定）。責任者の選定にあたり肩書は問わない。押印は不要。

(5) 「担当者の氏名（電話番号）」欄

イ. 報告者又は代理人の担当で本報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。

ロ. 電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号、担当部署名を補記すること。

(6) 複数の証券を同時に発行又は募集した場合は、証券毎に別葉で作成すること。

(7) 金額は、証券の券面表示通貨（本邦通貨建の場合は百万円単位、外貨建の場合は千通貨単位、単位未満四捨五入）で記入すること。

(8) 報告書式に関する解説

項目	定義・記入上の留意事項
用語	「証券」 「証券」とは、外為法第 6 条第 1 項第 11 号で定めるもの（券面が発行されていると否とを問わず、公債、社債、株式、出資の持分、公債又は株式に関する権利を与える証書、債券、国庫証券、抵当証券、利潤証券、利札、配当金受領証、利札引換券その他これらに類する証券又は証書として政令で定めるもの（譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー等）のほか、ADR 及び JDR などの預託証券を含む。
1 (1) 種類	証券種類を次の内容を満たす形で記入すること。 1. 証券名称（回号等がある場合は記入すること） 2. 株式、債券、コマーシャル・ペーパー（CP）、投資信託に係る株式及び受益証券※、預託証書、その他（証券内容を具体的に判別できる記入をすること）の別。 3. 証券の仕組み等（優先株式、普通社債、転換社債、新株予約権付社債、劣後債、割引債、永久債等の別）。 ※ 投資信託には、「投資信託及び投資法人に関する法律」及び類似する外国の法令に準拠し

	<p>て設定されている会社型投資信託の投資証券及び契約型投資信託の受益証券が該当（例えば、ETF や REIT にも対象となるものがあり得る）。会社型投資信託には、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 12 項に規定された「資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団」及び類似する外国の法令に準拠して設立された投資法人が該当。契約型投資信託には、同法律第 2 条第 1～3 項に規定された「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」及び類似する外国の法令に準拠して設定された投資信託が該当。</p>
1 (2) 額面総額	<p>無額面の証券にあつては、「無額面」の旨を記入するとともに、募集額（信託受益権証券など 1 単位当たり発行価格に総発行数を乗じた金額）を記入すること。</p>
2 (1) 発行又は募集を行った日	<p>1. 発行又は募集を行った日（払込日）を記入すること。 2. 投資信託に係る株式及び受益証券の場合は、払込日を記入すること。</p>
2 (2) 発行又は募集の場所	<p>発行地、募集地の順に併記すること。ただし、発行地は報告省令別表第 2 に掲げる国又は地域を記入すること。 —— 「ユーロ」は地域として指定されていないので個別の国名を記入すること。</p>
3 (1) 発行価格	<p>株式は 1 株の発行価格、債券・CP は券面百通貨単位についての発行価格（%、小数第 3 位未満四捨五入）、信託受益権証券等は 1 単位当たりの発行価格を記入すること。</p>
3 (2) 利 率	<p>債券等の負債性証券の額面金額に対する年当たり利子の割合（年率）を記入すること。 —— 固定利付債は年率（%、小数第 3 位未満四捨五入）で記入。 —— 変動利付債は基準となる利子率とスプレッドを記入。これ以外の方法で各利払日の利子額が変動する場合は、各利払日における当該利子額から年率を計算して記入すること。 —— 割引形式で発行・募集した負債性証券については、利回りを「6 その他の事項」欄に記入すること。</p>
3 (3) 最終償還期限	<p>債券等の負債性証券は、最終償還期限（期限の定めのない債券＜永久債＞については適宜の場所に無期限と記入）を、信託受益権証券については当該ファンドの存続期間及び償還の方法を記入。 —— 株式、新株予約権証券、新投資口予約権証券並びに投資信託に係る株式及び受益証券については、本欄の記入は不要。</p>

3 (4) 手数料	<p>発行・募集時に引受幹事等に対して支払う手数料の総額を記入すること。</p> <p>—— 報告者が居住者の場合は、非居住者に支払う分のみを総額で記入すること。</p> <p>—— 報告者が非居住者の場合は、居住者に支払う分のみを総額で記入すること。</p> <p>—— 代理人がある場合は、代理人に対する書類作成等に関する手数料の支払いも含めること。</p> <p>—— 期中の利払時等に発生する手数料は含めないこと。</p> <p>—— 額面通貨と異なる通貨で支払う場合には、支払通貨名を記入すること。</p> <p>—— 発行代り金から手数料を差引いた場合でも記入すること。</p>
4 主たる引受人 又は買取人	主たる引受人又は買取人の氏名又は法人の名称及びその所在国又は地域について記入すること（複数記入可）。
5 販売額 (払込金額)	<p>引受人又は買取人への販売額（払込金額）を居住者、非居住者及び合計にそれぞれ記入すること。</p> <p>—— 販売額は、発行代り金から手数料を差引いた場合、手数料を差引く前の金額を記入すること。</p>
6 その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 格付けを取得している場合には、取得の格付け、格付機関名称を記入すること。 2. 証券額面通貨と償還又は利払通貨が異なる場合は、償還又は利払い時の通貨を記入すること。 3. 非居住者による本邦における証券の発行又は募集の場合は、「5 販売額（払込金額）」欄中「(1) 居住者」への販売額に関して、1) 一般政府、2) 銀行（銀行勘定）、3) 銀行（信託勘定）、4) 信託銀行（銀行勘定）、5) 信託銀行（信託勘定）、6) 生命保険会社、7) 損害保険会社、8) 投資信託委託会社、資産運用会社及び投資法人、9) 金融商品取引業者、10) 中央銀行、11) その他の内訳を記入すること。 <ul style="list-style-type: none"> —— 「7. (3)『報告者の区分』欄」を参照のうえ記入すること。 —— 「投資信託委託会社、資産運用会社及び投資法人」には、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 12 項に規定された「資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された会社」及び類似する外国の法令に準拠して設立された投資法人を含む。 4. 投資信託に係る株式及び受益証券にあつては、分配金に関する取り極め（配当の方法、支払時期、支払方法等）について、本欄に記入すること。 5. 以下に該当する場合、その旨記入すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 報告者が非居住者の場合において、居住者による本報告に係る証券の引受又は買取が、外為令第 12 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に定める対外直接投資に該当する場合。 (2) 報告者が居住者の場合において、報告者に対し 10%以上出資する非居住者が本報告に係る証券の引受又は買取を行う場合。

【関連報告書】

証券の発行又は募集に関しては、本報告書の他に以下の報告書の提出要否を確認すること。

1. 発行又は募集時

(1) 証券の取得又は譲渡に関する報告書（報告省令別紙様式第13）

居住者が海外で証券を発行又は募集した場合の当該証券の譲渡：居住者

非居住者が本邦で証券を発行又は募集した場合の当該証券の引受け（取得）：居住者

(2) 支払又は支払の受領に関する報告書（報告省令別紙様式第1～第4）

証券の発行代り金及び発行手数料の受領又は支払を居住者と非居住者の間で行なった場合。

2. 利子、配当金、手数料の受払時

支払又は支払の受領に関する報告書（報告省令別紙様式第1～第4）

3. 証券の償還（満期償還のほか繰上償還、買入消却、株式転換等を含む）時

(1) 支払又は支払の受領に関する報告書（報告省令別紙様式第1～第4）

(2) 証券の取得又は譲渡に関する報告書（報告省令別紙様式第13）

—— 元本の償還が他の証券でなされた場合や買入消却、新株予約権又は新投資口予約権の行使等、証券の取得譲渡に該当する行為を行った場合。ただし、満期及び繰上償還の場合は不要。

4. 発行残高の報告（12月末現在）

証券の償還等の状況報告書（報告省令別紙様式第53）

本文1.（1）～（3）に該当する者で毎年12月末時点の該当する証券の発行済残高が10億円相当額以上ある場合。ただし、当年中に当該証券の発行残高の増減がない場合は除く。